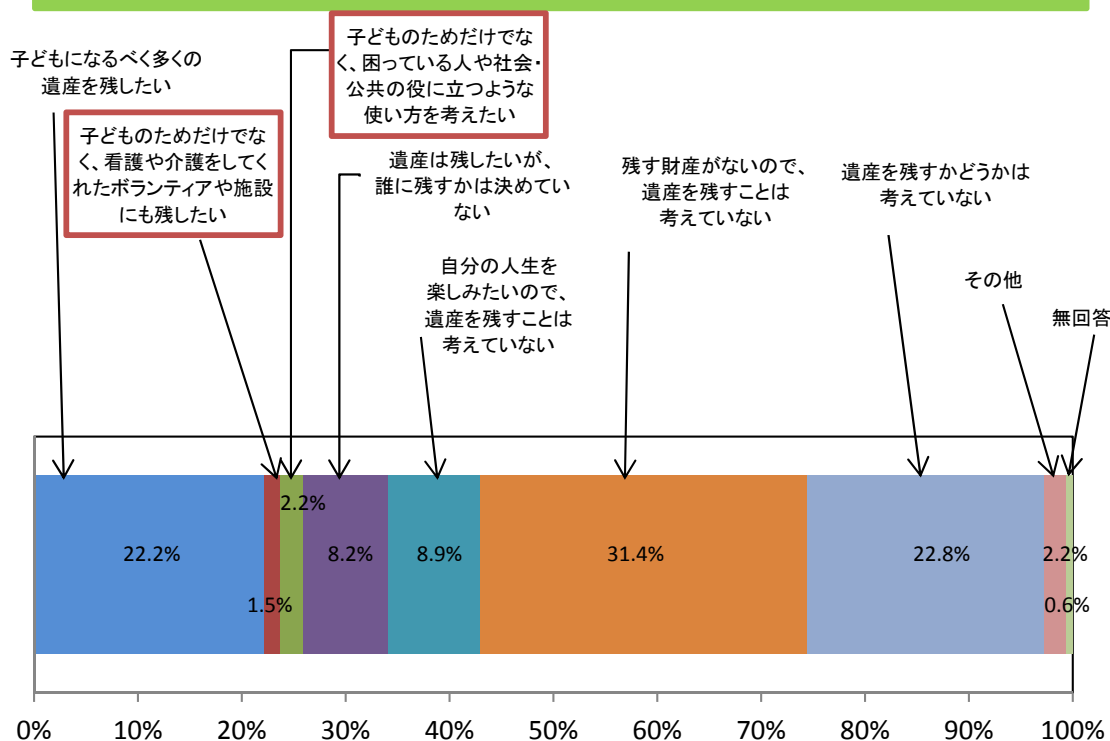


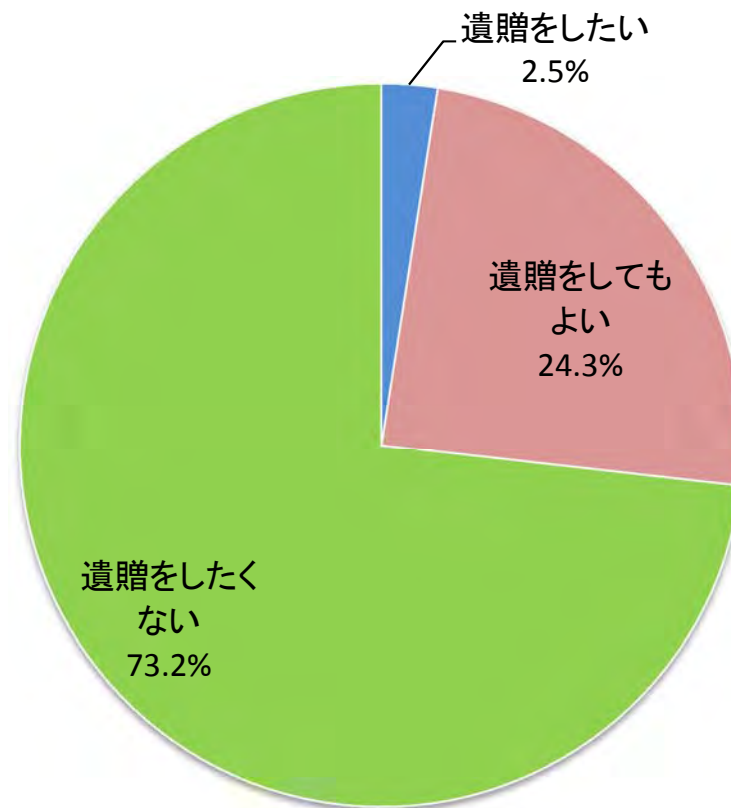
遺産相続及び寄付についての意識調査

- 平成16年の内閣府の調査によれば、遺産相続について、「子供のためだけでなく、看護や介護をしてくれたボランティアや施設にも残したい」、「困っている人や社会・公共の役に立つような使い方を考えたい」といった遺贈に積極的な考え方も見受けられる。
- また、直近のNPOによる調査によれば、社会の役に立てるために、自分の遺産の一部を寄付したいと思う人が4人に1人程度の割合で存在するというアンケート結果も出ている。

遺産相続に関する意識



社会の役に立てるために、自分の遺産(の一部)を寄付(=遺贈)したいと思うか



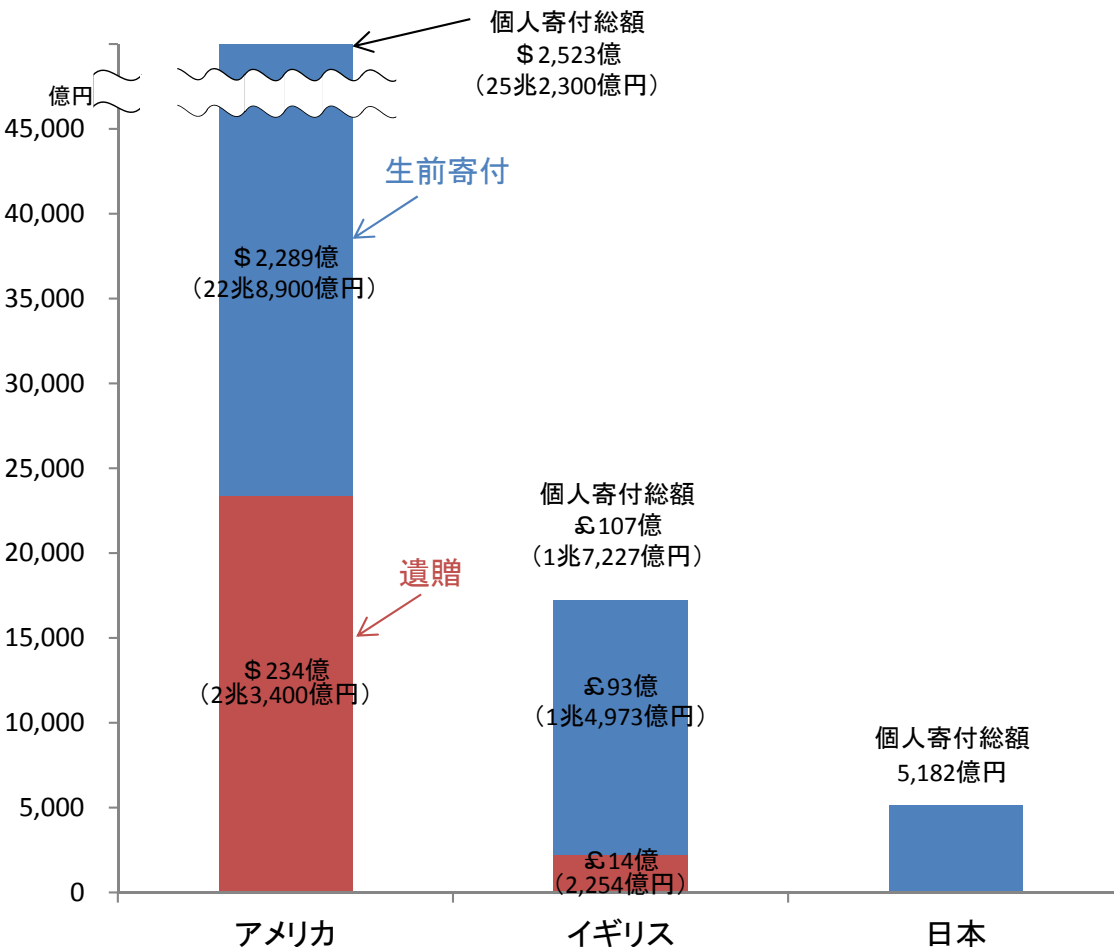
(出所)内閣府「国民生活選好度調査(平成16年)」
 (注)回答者は全国の15~79歳の男女3,670人

(出所)国境なき医師団「遺贈に関する意識調査2015」

日 米 英の個人による寄付及び遺贈の状況

- アメリカ、イギリスは個人の寄付総額が多く、そのうち遺贈も一定の割合を占めている。一方、日本は個人の寄付総額自体が相対的に少ない状況。
- 日本の遺贈額について、全般的なデータはないが、相続税の申告から把握される限りでは、遺贈・寄付された相続財産は約300億円程度。

日 米 英の個人による寄付及び遺贈の状況



相続税非課税の特例適用実績(平成25年分)

		件数	金額
①	公益法人などに遺贈した財産	52	41億2,768万円
	特定の公益法人などに寄付した相続財産	272	255億7,094万円
②	特定公益信託のために支出した相続財産	11	5,764万円
	認定NPO法人に寄付した相続財産	34	2億3,563万円
合計		369	299億9,190万円

- ①は、被相続人が遺贈した財産
- ②は、相続人が申告期限までに寄付した遺産

(注)主税局調べ

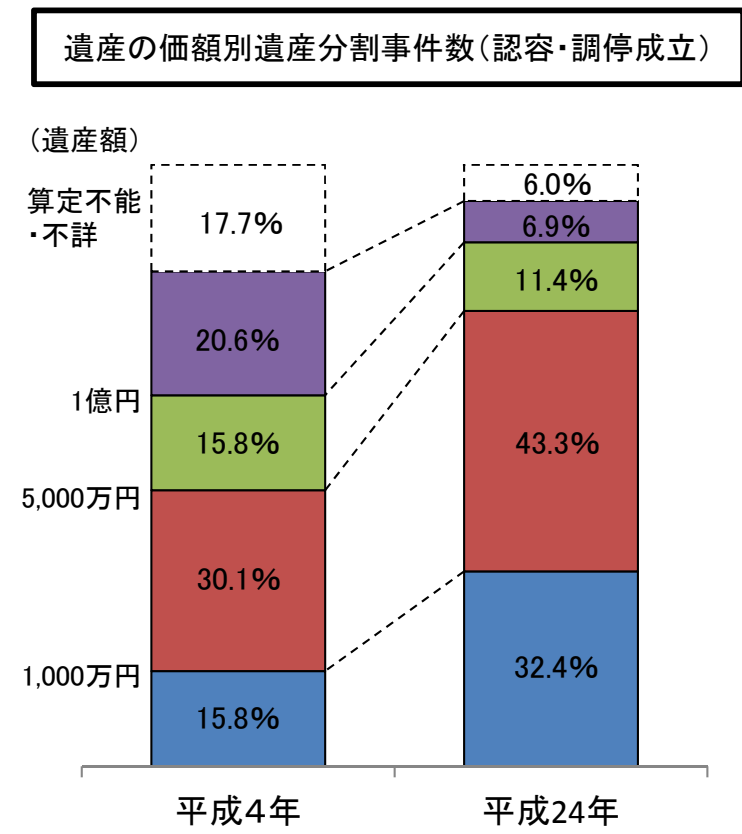
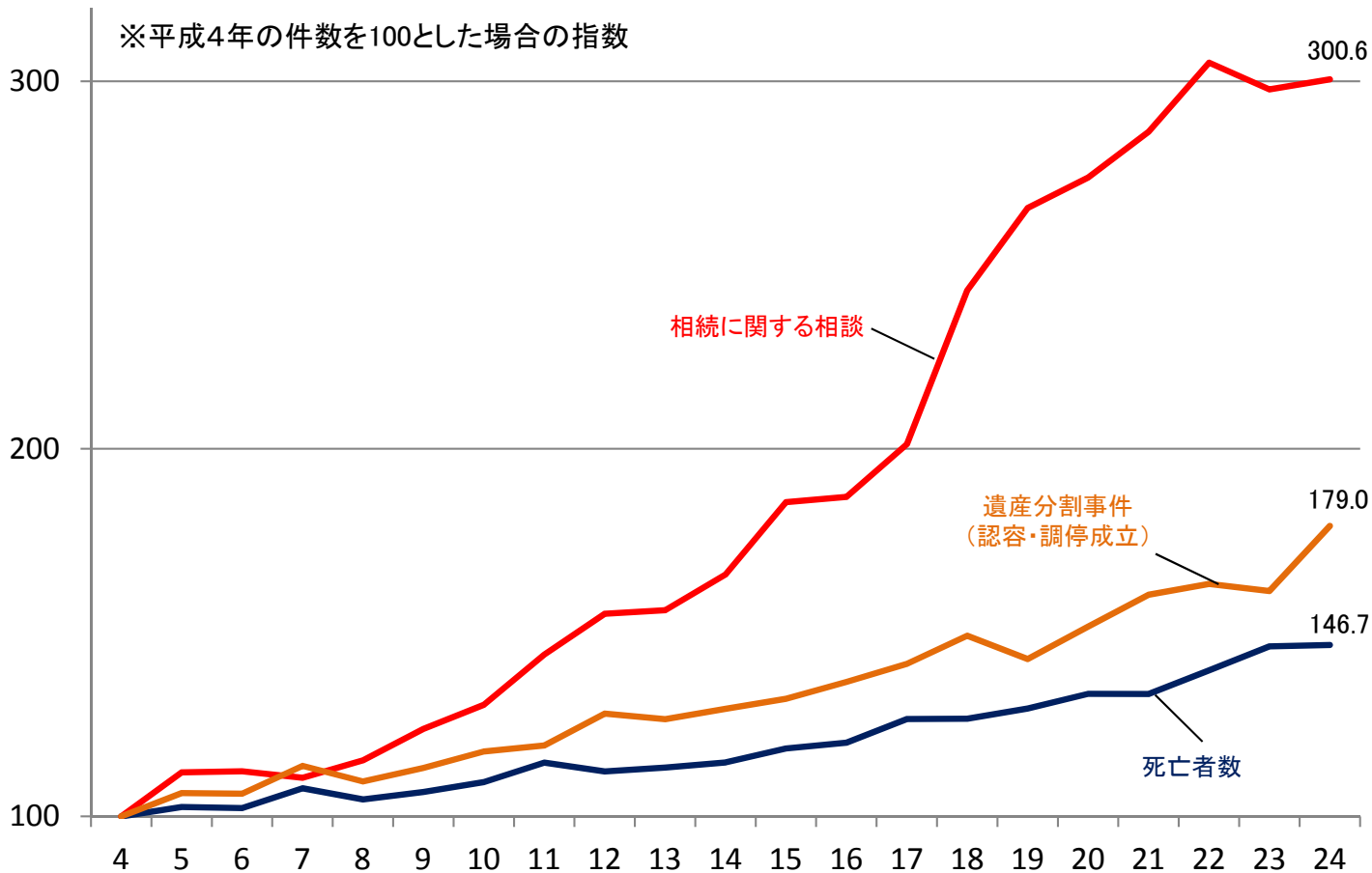
(出典)日本ファンディング協会「寄付白書2013」

(注1)日本の遺贈額については統計上データなし。

(注2)邦貨換算レートは、1ドル=100円、1ポンド=161円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成25年(2013年)11月中における実勢相場の平均値)。なお、端数は四捨五入している。

相続に関する相談件数・遺産分割事件数の推移等

- この20年で、相続に関する相談件数及び遺産分割事件数は、死亡者数の増加率を上回る水準で増加。
- また、低価額階級における紛争の割合が近年増加しており、足元では紛争となっている事案の約4分の3が遺産額5,000万円以下。

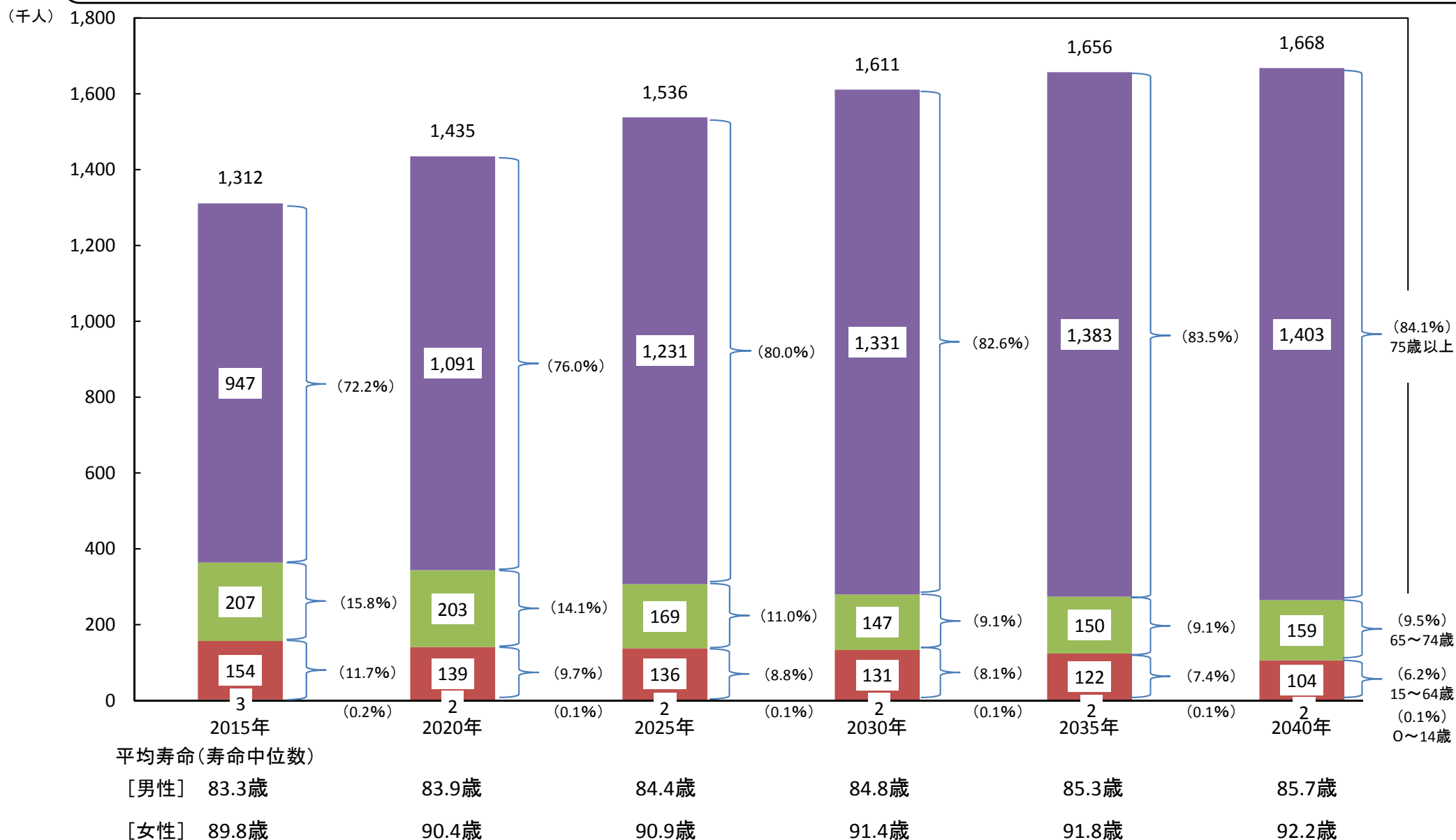


(注) 人口動態統計(厚生労働省)及び司法統計(家事事件編)による。

今後の人口動態の見通し

死亡者数に占める高齢者の割合

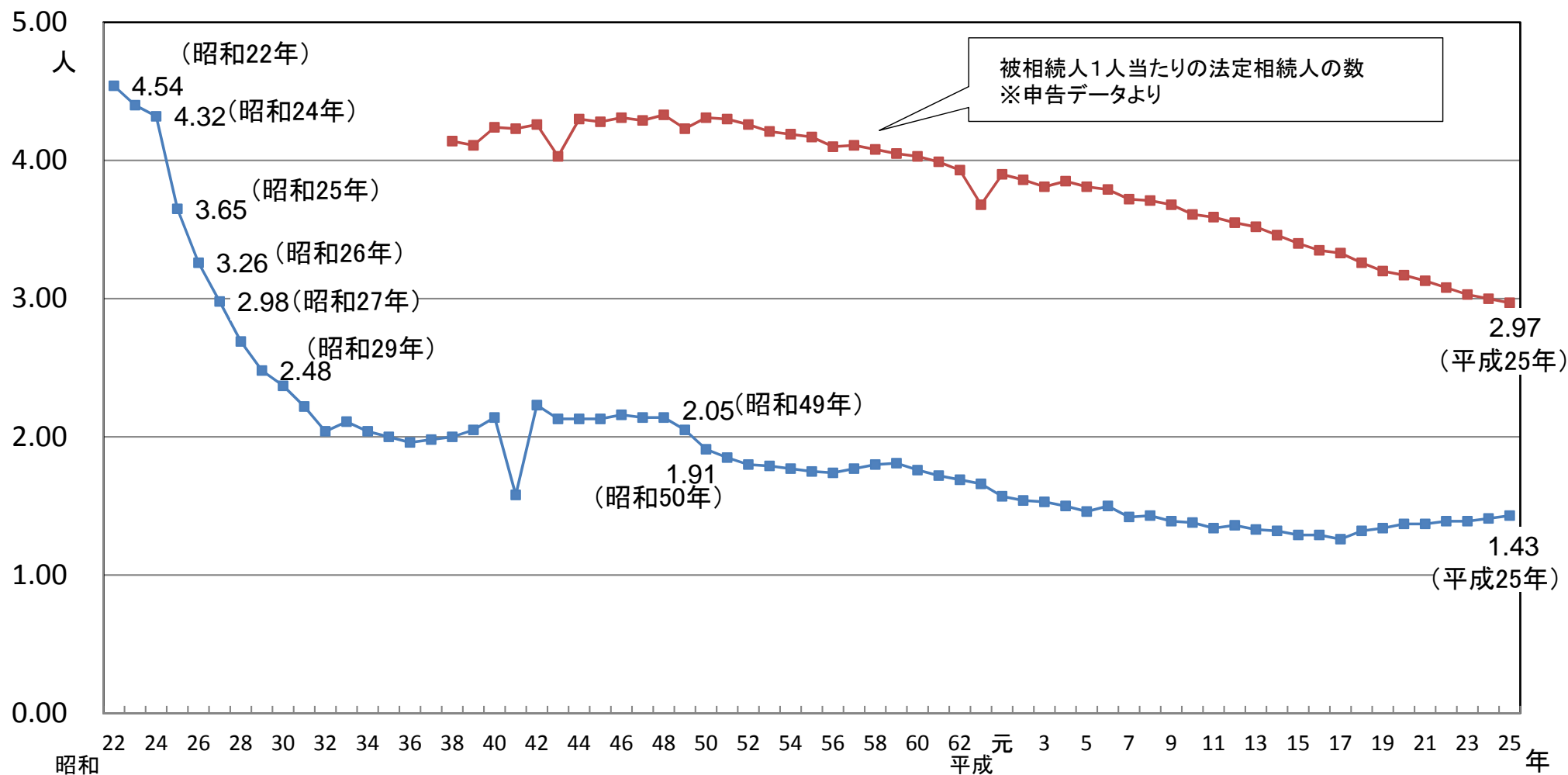
- 死亡者数は今後2040年にかけて大幅に増加。
- 死亡者数に占める75歳以上の割合は、72.2%(2015年)から84.1%(2040年)に上昇。



(出典) 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」等より作成

合計特殊出生率及び法定相続人の数の推移

○ 少子化の進展により、被相続人1人当たりの平均法定相続人の数は2.97人に低下。



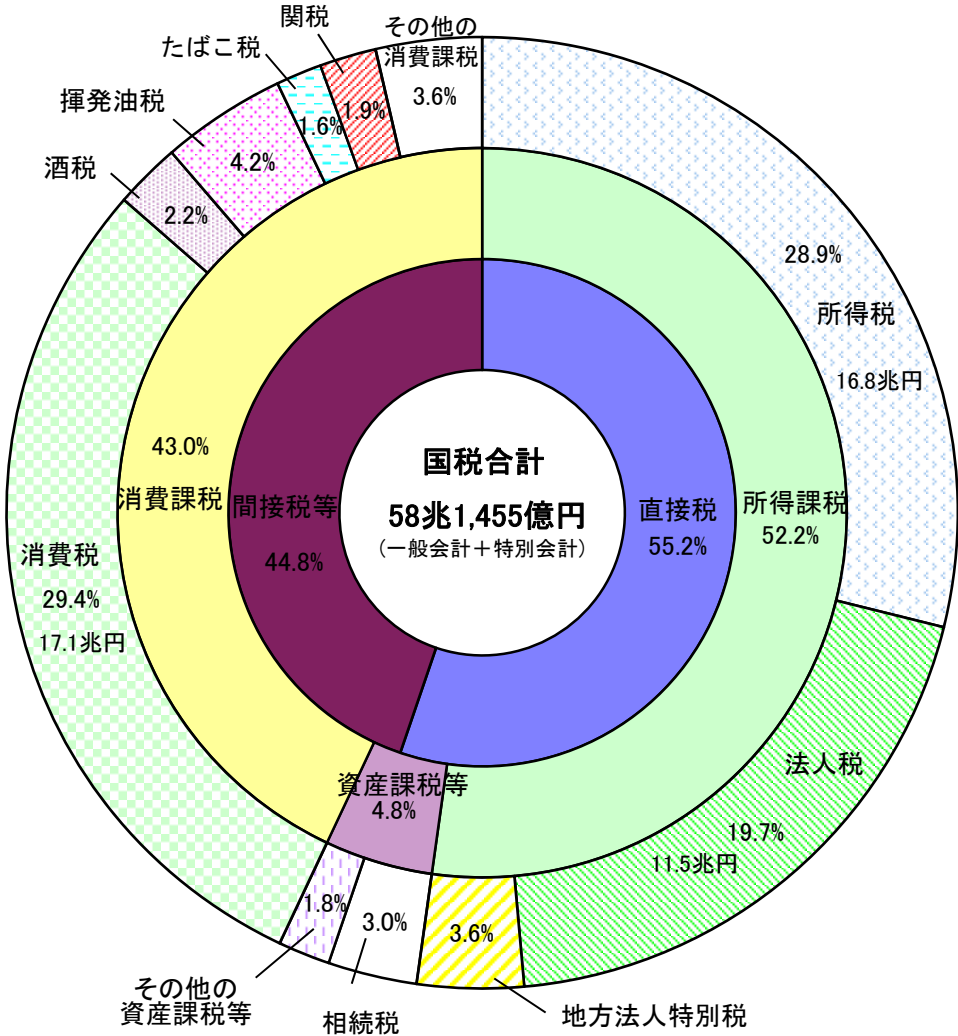
※ 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値で、1人の女性が一生の間に生む平均子ども数を表す。
 ※ 計数は、人口動態統計(厚生労働省)による。

2. 相続税の現状

国税の税目及び税収の内訳

所得課税	所得税★ 法人税★ 地方法人特別税★ 復興特別所得税★ 地方法人税★
資産課税等	相続税・贈与税★ 登録免許税 印紙税
消費課税	消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 自動車重量税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 関税 とん税 特別とん税

国税の内訳(平成27年度予算額)



(注) ★印は直接税、無印は間接税等

※所得税は復興特別所得税、法人税は地方法人税をそれぞれ含む。

相続税の課税根拠・意義について

わが国税制の現状と課題　－21世紀に向けた国民の参加と選択－（抄）（平成12年7月　政府税制調査会）

四 資産課税等

2. 相続税

(1) 相続税の意義

相続を契機とした財産移転に対する相続課税の課税根拠については、遺産課税方式を採るか遺産取得課税方式を採るかにより位置付けは若干異なる面はありますが、基本的には、遺産の取得（無償の財産取得）に担税力を見出して課税するもので、所得の稼得に対して課される個人所得課税を補完するものと考えられます。その際、累進税率を適用することにより、富の再分配を図るという役割を果たしています。また、相続課税を、被相続人の生前所得について清算課税を行うものと位置付ける考え方もあります。これは、相続課税が、経済社会上の各種の要請に基づく税制上の特典や租税回避などによって結果として軽減された被相続人の個人所得課税負担を清算する役割を果たしている面があるというものです。さらに、公的な社会保障が充実してきている中で、老後扶養が社会化されることによって次世代に引き継がれる資産が従来ほど減少しない分、資産の引継ぎの社会化を図っていくことが適当であるとの観点から、相続課税の役割が一層重要になってきているとする議論もあります。

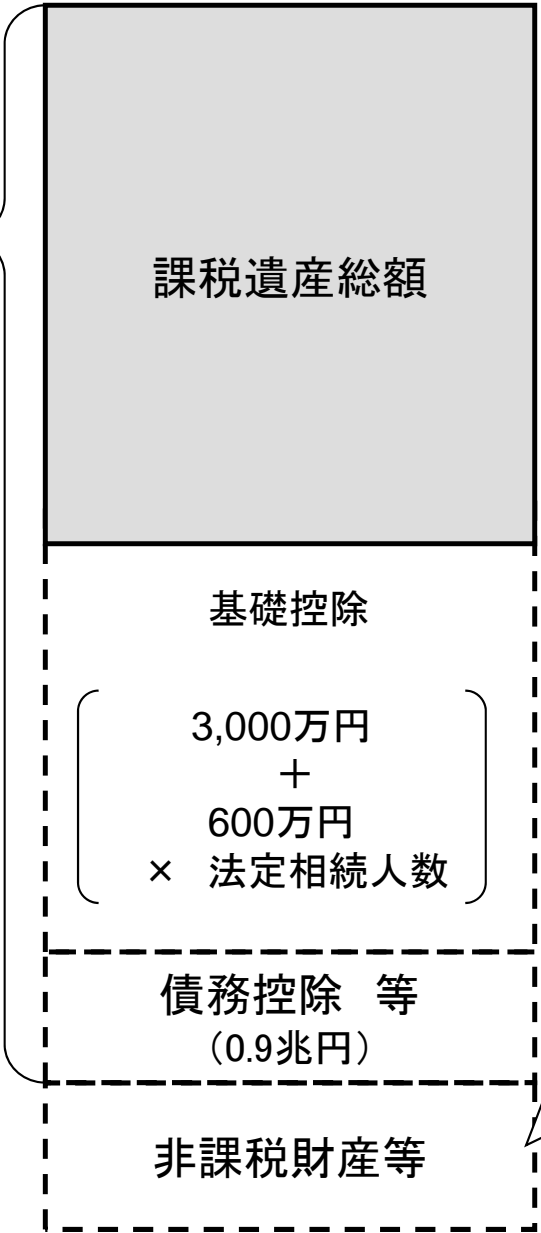
相続税が課税される財産等

相続財産(H25年)
 12.5兆円

〔相続財産の内訳〕

- 土地 : 5.2兆円(41.5%)
- 有価証券 : 2.1兆円(16.5%)
- 現金預金 : 3.2兆円(26.0%)
- その他 : 2.0兆円(16.0%)
(家屋・構築物、生命保険等)

合計 : 12.5兆円



**相続税額の計算
の基礎となる金額**

- 非課税財産

 - 墓所、霊びょう等
 - 死亡保険金・死亡退職金のうち一定の金額
(500万円×法定相続人数)
 - 相続人が、申告期限までに国や公益法人等に贈与(寄附)した相続財産

等

課税価格の減額特例

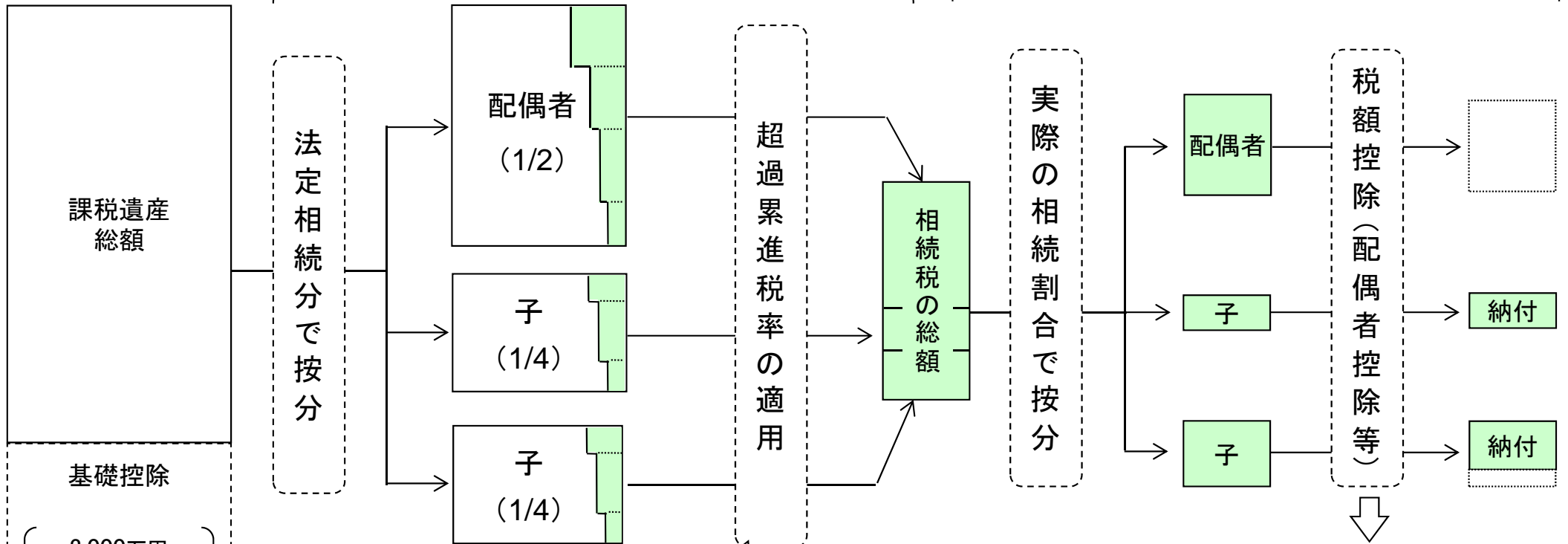
 - 小規模宅地等の課税の特例
 - ・ 事業用宅地(400㎡まで80%減額等)
 - ・ 居住用宅地(330㎡まで80%減額)

等

相続税の仕組み

相続税の総額の計算

各人の納付税額の計算



課税遺産
総額

基礎控除

$$\left(\begin{array}{l} 3,000\text{万円} \\ + \\ 600\text{万円} \\ \times \text{法定相続人数} \end{array} \right)$$

債務控除

非課税財産等

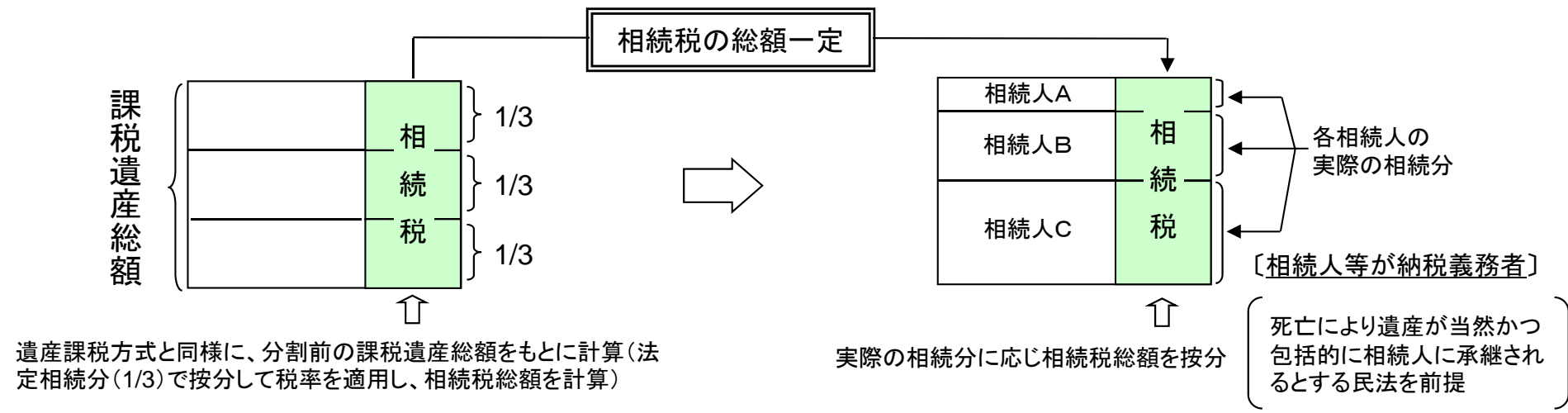
各法定相続人の
法定相続分相当額

課税価格	税率
～1,000万円	10%
～3,000万円	15%
～5,000万円	20%
～1億円	30%
～2億円	40%
～3億円	45%
～6億円	50%
6億円～	55%

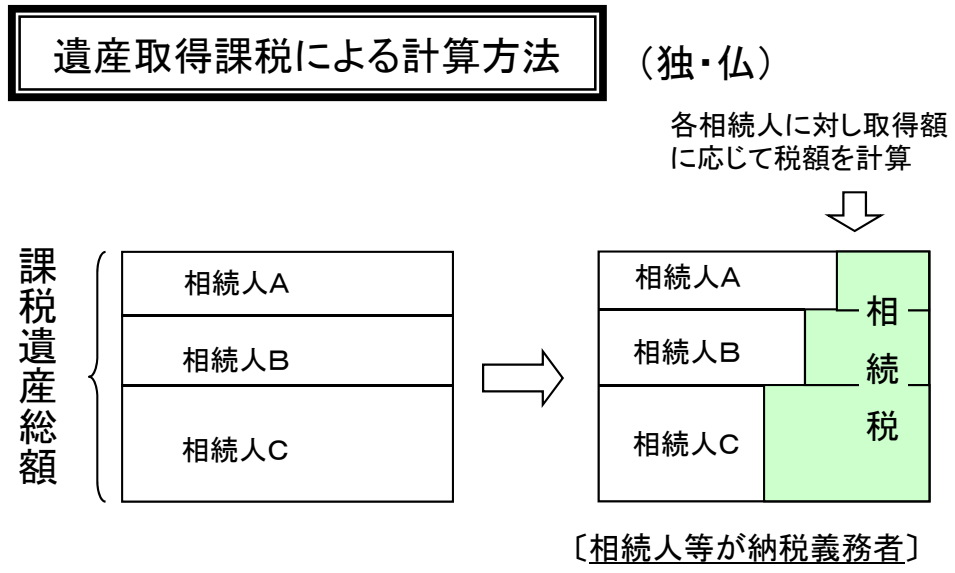
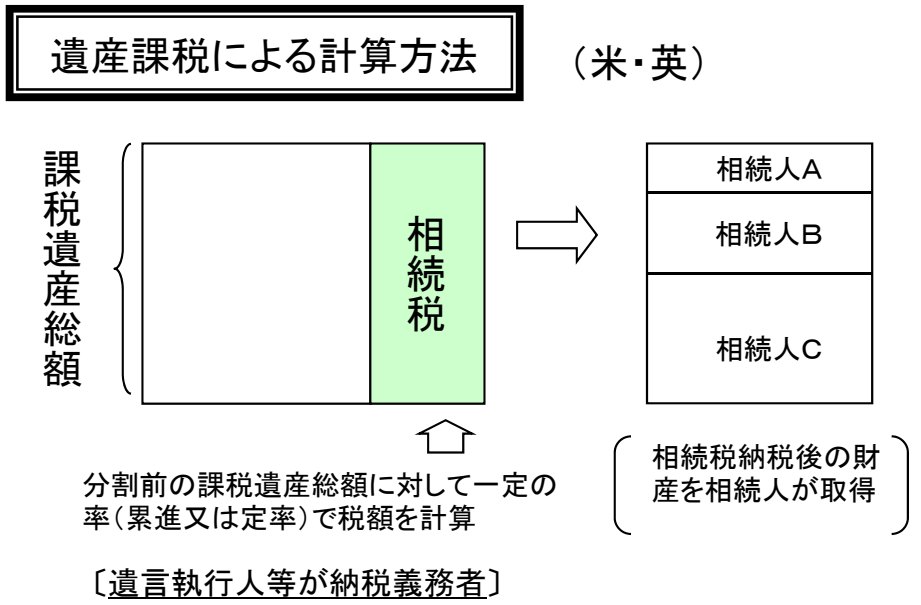
- 配偶者控除
配偶者の法定相続分又は1億6千万円のいずれか大きい金額に対応する税額を控除
 - 未成年者控除
「20歳に達するまでの年数×10万円」を控除
 - 障害者控除
「85歳に達するまでの年数×10万円(特別障害者: 20万円)」を控除
- 等

我が国の相続税の計算方法のイメージ

我が国の相続税の計算方法は、分割前の課税遺産総額をもとに相続税の総額を計算し、その相続税額を、納税義務者である各相続人の実際の相続分に応じて按分するもの。



〔参考〕



主要国における相続税の概要

(2015年1月現在)

区 分	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ンス
課 税 方 式	法定相続分課税方式 (併用方式)	遺産課税方式	遺産課税方式	遺産取得課税方式	遺産取得課税方式
最 低 税 率	10%	18%	40%	7% 続柄の親疎により、 税率は3種類(最高 税率 50%) ^(注3)	5% 続柄の親疎により、 税率は4種類(最高 税率 60%) ^(注3)
最 高 税 率	55%	40%		30%	45%
税率の刻み数	8	12	1	7	7
基礎控除等	3,000万円 +600万円×法定相続人数 (別途、配偶者の税額を控除)	基礎控除: 543万ドル ^(注2) (6.3億円) 配偶者: 免税	基礎控除: 32.5万ポンド ^(注2) (5,948万円) 配偶者: 免税	配偶者 ^(注4) : 剰余調整分 +75.6万ユーロ (1億962万円) 子 ^(注5) : 40万ユーロ (5,800万円)	配偶者(免税) 子: 10万ユーロ (1,450万円)
累積制度	相続前3年間に ^(注1) 贈与された財産	相続前(全期間)に 贈与された財産	相続前7年間に 贈与された財産	相続前10年間に 贈与された財産	相続前15年間に 贈与された財産

(注1) 相続時精算課税制度を選択している場合には、その選択後、相続開始までにその被相続人から贈与された財産が累積される。

(注2) アメリカでは、遺産税の計算において、過去全ての贈与の額を累積的に合算して遺産税額を計算するところ、贈与税と遺産税に共通的な控除として543万ドル(6.3億円)の控除が認められている。当該控除枠が贈与税に充てられた場合、その分だけ遺産税に充てられる控除額は減少することとなる。

(注3) ドイツの税率は配偶者及び子、孫等、フランスの税率は直系血族の税率によった。

(注4) ドイツでは、配偶者に対する相続において、剰余調整分(婚姻中における夫婦それぞれの財産増加額の差額の2分の1)が非課税になるほか、基礎控除50万ユーロ(7,250万円)及び特別扶養控除25.6万ユーロ(3,712万円)が認められる。

(注5) ドイツでは、子に対する相続において、基礎控除40万ユーロ(5,800万円)のほか、27歳以下の子には10,300ユーロ(149万円)～52,000ユーロ(754万円)の特別扶養控除が認められる。

(参考)

- 遺産課税方式は、人が死亡した場合にその遺産を対象として課税する制度であり、遺産取得課税方式は、人が相続によって取得した財産を対象として課税する制度である。
- 日本では、2015年1月より基礎控除の引下げ(5,000万円→3,000万円等)、最高税率の引上げ(50%→55%)が実施された。
- アメリカでは、2010年に遺産税は一旦廃止されたが、2011年に、基礎控除500万ドル、最高税率35%で復活した。当該措置は2012年までの時限措置であったところ、2013年以降については、2012年米国納税者救済法により、基礎控除500万ドルは維持しつつ最高税率を40%へ引き上げることとされた。なお、基礎控除額は毎年インフレ調整による改訂が行われ、2015年1月現在は543万ドル(6.3億円)となっている。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=116円、1ポンド=183円、1ユーロ=145円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場:平成26年(2014年)11月中における実勢相場の平均値)。
なお、端数は四捨五入している。

現行の課税方式導入に至るまでの相続税の変遷

明治38年

相続税の創設(恒久的財源) ※明治37年～日露戦争

- ◆ 遺産課税方式を採用
- ◆ 遺産相続より家督相続に係る税率を優遇し、親疎の別に応じた税率を設定(1.2～13%:直系卑属が家督相続した場合)
※親疎の別に応じた税率は昭和25年に廃止

昭和22年

家督相続の廃止(民法改正)に伴う相続税の見直し

- ◆ 贈与者の一生を通じた累積課税方式の贈与税を創設(贈与者課税)
- ◆ 相続税・贈与税について、申告納税制度を導入

昭和25年

シャープ勧告を受け、遺産取得課税方式へ ※富裕税の創設(昭和28年に廃止)

- ◆ 不当な富の集中蓄積を抑制する観点から、遺産取得課税方式へ転換
- ◆ 取得者の一生を通じた累積課税方式を採用するとともに、相続税と贈与税を一本化
- ◆ 富の所得による経済の支配力が何代にもわたることを排除するため、最高税率を所得税(55%)より高い水準(90%)に設定
- ◆ 生前の財産の蓄積や相続開始後の養育費負担を考慮し、配偶者控除・未成年者控除を創設 ※最高税率は昭和27年に70%に引下げ

昭和28年

一生累積課税を廃止し、相続税の補完税として贈与税を創設

- ◆ 実行面の困難性と負担軽減とを考慮し、一生累積課税方式を廃止
- ◆ 相続税を補完する目的で贈与税(暦年・取得者課税)を創設

昭和33年

遺産取得課税方式から法定相続分課税方式(現行)へ

- ◆ 遺産分割調査の困難性や税負担回避目的の仮装分割の横行といった問題点を解消するため、法定相続分課税方式を導入
- ◆ 課税最低限(遺産に係る基礎控除額)を「150万円+30万円×法定相続人数」と設定
- ◆ 特に中小財産階層の相続税負担を軽減する観点から、税率構造を緩和(最高税率は70%を維持)

相続税の課税方式に関するこれまでの議論

○ 相続税制度改正に関する税制特別調査会答申(抄)[昭和32年12月]

結論として現行の相続税体系をそのままとし、遺産を法定の相続人が民法の相続分にしたがって分割したものと仮定して相続税額を計算する案をとりあげることが、現在においては最も適当であると判断した。

当調査会は、この案が、現行の遺産取得税体系をとりつつ、遺産額と相続人の数という客観的事実により相続税額が定まり、しかも現行の制度を大幅にかえることなく実際の遺産分割の程度により負担が大幅に異なるという現在の弊害を除去できるという点では最も合理的な案と考えた。さらに、相続人の数が少ない場合に問題としてとりあげられている農家やこれに準ずる中小企業等その他の一般世帯の相続の問題を解決するため、共同相続人一人ごとに定められる控除額のほか、共同相続人の数にかかわらず、遺産について一定額を基礎的に控除することが適当であるとの結論に達した。

○ 税制の抜本的見直しについての答申(抄)[昭和61年10月]

相続税制を検討するに当たっては、健全な個人資産の形成と国民生活の安定に配慮しつつ、相続税の基本的役割の一つである富の再分配機能に留意し、適正・公平な課税を目指すことが必要である。

この場合、遺産取得課税方式(各相続人ごとに取得財産の価額を標準として課税)と遺産課税方式(被相続人の遺産額を標準として課税)とを併用した現行相続税の基本的仕組みは、両方式の問題点を法定相続分課税の導入により解消した合理的な制度であり、今後とも維持していくことが適当であると考える。

○ 平成21年度の税制改正に関する答申(抄)[平成20年11月]

当調査会は、相続税について、平成21年度税制改正の課題として、新しい事業承継税制の導入に伴う課税方式の見直しを中心に議論を行った。これに関する当調査会としての考え方は以下のとおりである。

まず、昨年の答申で指摘した各種特例がさらに拡充されることは、現行の課税方式のままでは、課税の公平性からみた不平等の増大を招く。また、現行方式については、同じ額の財産を取得しても税額が異なる可能性がある(財産取得者の水平的公平が損なわれる)という問題や、一人の相続人等の申告漏れにより他の共同相続人等にも追徴税額が発生するという問題があることも、昨年の答申で指摘したとおりである。

したがって、現行方式を見直し、本来の遺産取得課税方式に改めることによって、各人の相続税額が、取得した財産に基づき、他の共同相続人等の財産取得や税務申告の状況に左右されずに算出される方式とすべきであるとの議論がなされた。

他方、現行方式については、相続税の総額が遺産総額と法定相続人数等により一義的に定まり、遺産分割のされ方に対して中立的であることなどから、肯定的に評価する意見もあった。

このように、課税方式の見直しについては、課税の公平性や相続のあり方に関する国民の考え方とも関連する重要な問題であることから、幅広い国民の合意を得ながら議論を進める必要がある。

富裕税の概要（昭和 28 年廃止）

① 実施時期 昭和 25 年分～昭和 27 年分

② 納税義務者

- イ 課税時期（毎年 12 月 31 日午後 12 時）において法施行地に住所又は 1 年以上居所を有する個人
- ロ イ以外の者で課税時期において法施行地に財産を有する個人

③ 課税価格

- イ 上記イに掲げる者は課税時期において有するすべての財産の価額から債務の金額を控除した金額
- ロ 上記ロに掲げる者は課税時期において法施行地にある財産の価額からその財産に係る債務の金額を控除した金額

④ 免税点

課税価格（一定の親族の財産を合算後）で 500 万円

⑤ 税率（超過累進税率）

課税価格	税率
500 万円超 1,000 万円以下	0.5%
1,000 万円超 2,000 万円以下	1.0%
2,000 万円超 5,000 万円以下	2.0%
5,000 万円超	3.0%

⑥ 申告及び納付

課税時期の翌年 2 月 1 日から同月末日までの間に、申告し納付する。

⑦ 税収

昭和 25 年度：5.2 億円、昭和 26 年度：9.6 億円、昭和 27 年度：22.3 億円

（参考）富裕税の廃止理由

- ① 土地、家屋等は課税上把握しやすいが、預貯金や無記名債券などは把握しにくく、また、一般的に評価が困難であつて、課税上公平を期すことが非常に困難であつた。
- ② 無収益財産への課税は、納税者にとっては財産を食いつぶすこととなつて課税に無理が生じた。
- ③ 財産の調査が難しく、税収の割には徴税コストが高い税目であつた。

各国の富裕税制度の概要

未定稿

(2014年9月現在)

	ドイツ(執行停止中)	スウェーデン(廃止)	フランス	スペイン(注1)	日本(廃止)
国税・地方税の種類	州税	国税	国税	国税	国税
納税義務者	個人及び法人	個人及び法人	個人	個人	個人
課税価格	総財産価額から課税対象資産に係る債務を控除した金額	総財産価額から債務を控除した金額	総財産価額から課税対象資産に係る債務を控除した金額	総財産価額から債務を控除した金額	総財産価額から債務を控除した金額
課税最低限	基礎控除 12万マルク(847万円) 夫婦合算課税の場合は 24万マルク(1,693万円) 子女控除 1人当り 12万マルク(847万円) 法人については、2万マルク (141万円)の免税点がある。	基礎控除 150万SEK(2,250万円) 夫婦共同申告の場合は 300万SEK(4,500万円) 法人については 25,000SEK(38万円) 但し、事業用資産につ いては免税とされる。	課税最低限 課税価格が130万ユーロ (1億7,940万円)超の世 帯について80万ユーロ (1億1,140万円) 但し、事業用資産につ いては免税とされる。	基礎控除 70万ユーロ(9,660万円) 但し、納税義務者が一定以 上関与している企業の非上 場株式等については免税と される。また、主たる住居に ついては30万ユーロ(4,140 万円)まで免税とされる。	免税点 500万円
税率	個人1.0%、法人0.6%	個人1.5%、法人0.15%	0.5%~1.5%(5段階)	0.2%~2.5%(8段階)	0.5%~3.0%
賦課制限	なし	所得税(地方税を含む)と あわせ課税所得(労働性 所得及び資産性所得)の 60%以下	所得税と富裕税の合計額 は所得の75%を限度とす る。	所得税と富裕税の合計額 は所得税の課税所得の 60%を限度とする。 但し、本来の富裕税額の 最低20%は支払わなけれ ばならない。	なし
創設等	1997年 執行停止	1910年 創設 2007年 廃止	1982年 創設 1987年 廃止 1989年 再導入	2008年 100%の税額控 除を導入 2011年 復活(2年間の時 限措置) 2013年以降、1年ごとに適 用延長中	1950年(昭和25年)創設 1953年(昭和28年)廃止

(注1)スペインにおいては、各自治州が上記と異なる独自の税率及び免除を設定することができ、別途の規定がない場合に上記の税率等が適用される。

(注2)スウェーデン及びスペインについては、IBFD、欧州委員会資料等による。

(注3)邦貨換算レートは、1ユーロ=138円、1スウェーデン・クローネ=15円(裁定外国為替相場:平成26年(2014年)7月中の実勢相場の平均値)。マルクについては、1ユーロ=1.95583マルクで換算している。なお、端数は四捨五入している。

相続税・贈与税の主な改正①(昭和40年～63年)

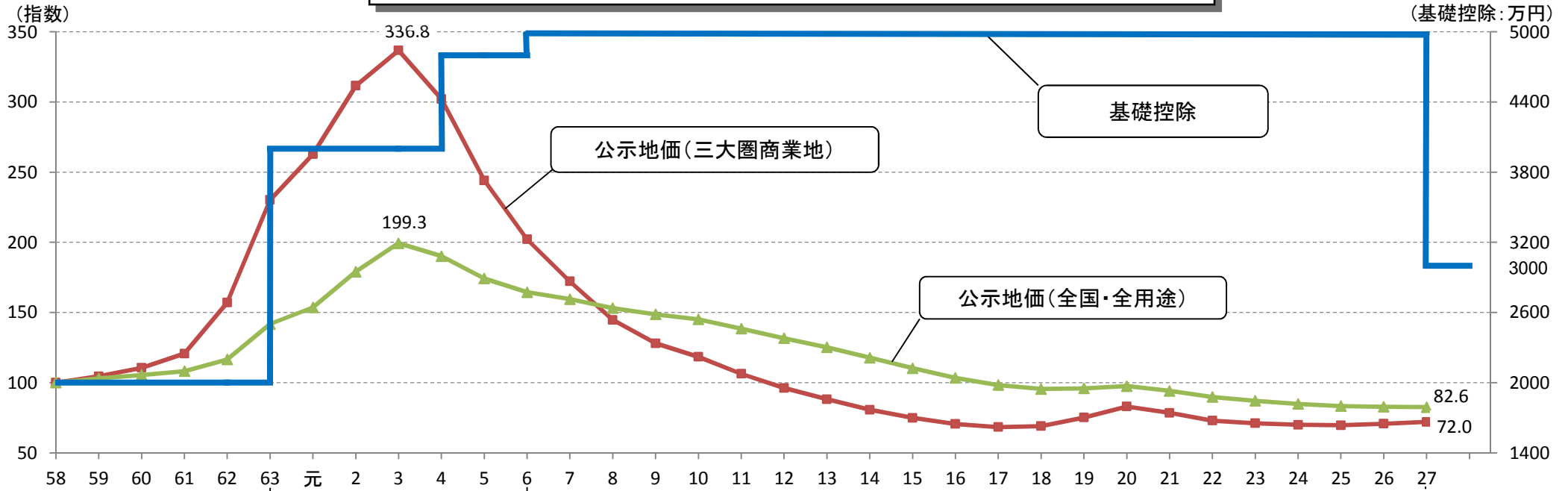
年分	相続税の基礎控除	相続税の税率構造	相続税の特例	贈与税
昭和41年	定額部分 250万円⇒400万円 比例部分 50万円⇒80万円	(最高税率[70%]の階層) 1億円超⇒1億5,000万円超		
48年	定額部分 400万円⇒600万円 比例部分 80万円⇒120万円			
50年	定額部分 600万円⇒2,000万円 比例部分 120万円⇒400万円	税率構造 13段階⇒14段階 最高税率 70%⇒75%	<配偶者控除> 総遺産額の3分の1相当額(最低4,000万円) まで非課税 <農地の納税猶予(創設)>	基礎控除 40万円⇒60万円
55年			<配偶者控除> 3分の1相当額⇒2分の1相当額	
58年			<小規模宅地等の特例> 事業用宅地 200㎡まで▲40% 居住用宅地 200㎡まで▲30%	
63年	定額部分 2,000万円⇒4,000万円 比例部分 400万円⇒800万円	税率構造 14段階⇒13段階 最高税率 75%⇒70%	<配偶者控除> 2分の1相当額⇒法定相続分相当額 最低4,000万円⇒最低8,000万円 <小規模宅地等の特例> 事業用宅地 ▲40%⇒▲60% 居住用宅地 ▲30%⇒▲50%	

相続税・贈与税の主な改正②(平成元年～27年)

※ 明朝は時限措置

年分	相続税の基礎控除	相続税の税率構造	相続税の特例	贈与税
平成4年	定額部分 4,000万円⇒4,800万円 比例部分 800万円⇒ 950万円	(最高税率[70%]の階層) 5億円超⇒10億円超	<小規模宅地等の特例> 事業用宅地 ▲60%⇒▲70% 居住用宅地 ▲50%⇒▲60%	
6年	定額部分 4,800万円⇒5,000万円 比例部分 950万円⇒1,000万円	税率構造 13段階⇒9段階 (最高税率[70%]の階層) 10億円超⇒20億円超	<配偶者控除> 最低8,000万円⇒最低1億6,000万円 <小規模宅地等の特例> 事業用宅地 ▲70%⇒▲80% 居住用宅地 ▲60%⇒▲80%	
11年			<小規模宅地等の特例> 事業用宅地 200㎡まで⇒330㎡まで	
13年			<小規模宅地等の特例> 事業用宅地 330㎡まで⇒400㎡まで 居住用宅地 200㎡まで⇒240㎡まで	基礎控除 60万円⇒110万円
15年		税率構造 9段階⇒6段階 最高税率 70%⇒50%		相続時精算課税(創設)
21年			事業承継税制(創設)	住宅資金非課税特例(創設)
25年				教育資金非課税特例(創設)
27年	定額部分 5,000万円⇒3,000万円 比例部分 1,000万円⇒ 600万円	税率構造 6段階⇒8段階 最高税率 50%⇒55%	<小規模宅地等の特例> 居住用宅地 240㎡まで⇒330㎡まで (事業用宅地と合わせて最大730㎡まで)	結婚・子育て資金非課税特例 (創設)

地価公示価格指数の推移と相続税の改正



基礎控除	2,000万円 + 400万円 × 法定相続人数	4,000万円 + 800万円 × 法定相続人数	4,800万円 + 950万円 × 法定相続人数	5,000万円 + 1,000万円 × 法定相続人数	3,000万円 + 600万円 × 法定相続人数	
	14段階 (5億円超: 75%)	13段階 (5億円超: 70%)	13段階 (10億円超: 70%)	9段階 (20億円超: 70%)	6段階 (3億円超: 50%)	8段階 (6億円超: 55%)
死亡者100人のうち 相続税の対象者	7.9人 (昭62年)	6.8人 (平3年)	6.0人 (平5年)	4.5人 (平14年)	4.3人 (平25年)	6人台程度